

# 中央本部理事の推薦基準

## 中央本部理事の推薦基準

1. 推薦人数の上限は、5名までとするが、1名のみの推薦の場合は、都府県会長とする。  
なお、特別な理由がある場合には、この限りではないものとする。
1. 中央本部理事は、中央本部の各委員会に出席できるものとする。
1. 都府県本部の中央本部への会費は、中央本部の理事数に応じて支払うものとする。
1. 会費の納入は、9月30日までに一括納入を基本とするが、一括納入が困難な場合は半額を納入するものとする。
1. 年度内に会費を納めることができなかった都府県本部は、義務違反として翌年の中央本部理事を1名の都府県会長のみとする。